

「犯罪被害者に寄り添う活動について」

～寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪～

をスローガンに犯罪被害に遭われた方々への支援活動を行っています。

《主な活動の紹介》

★ 精神的な支援

臨床心理士資格のある被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリング

★ 経済的な支援

犯罪被害者等給付金の支給や警察に提出する診断書料等を補助するなどの経済的支援

★ その他の支援

行政機関や医師、犯罪被害者等早期援助団体「ひょうご被害者支援センター」等と連携した活動

精神的、経済的な支援を通じて、犯罪被害に遭われた方やそのご家族に寄り添い犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

～11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です～

下記相談窓口を開設しています。ひとりで悩まずにまずは相談してみませんか

犯罪被害相談窓口

兵庫県警察被害者支援室（通称：サポートセンター）

TEL 0120-338-274

土、日、祝日、12/29～1/3を除く 午前9時から午後5時45分

☆ 犯罪被害者やそのご家族等の精神的な負担を軽くするお手伝いをします。

兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

TEL (078)367-7833

電話相談～月・火・木・金（祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く）

午前10時から午後4時

面接相談～法律・心理 ※要予約（随時、日時は要相談）







☆ 犯罪被害者支援に精通した弁護士、臨床心理士、相談員等が在籍しています。



～被害者支援へのご協力のお願い～

公益社団法人ひょうご被害者支援センターは電話相談や心理・法律相談のほか、裁判所への付添い、代理傍聴等、個々の犯罪被害者等のニーズに応じて、警察では十分に対応できない支援をされています。しかし、活動資金は寄附金や補助金であり、財政的に不安定であるため、警察も社会貢献型自動販売機の設置促進やホンデリングなど、財政基盤強化に向けた広報活動を行っています。

ひょうご被害者支援センターへの 各種寄附方法の紹介

	項目	方法等	
会 員	正会員(個人)	年会費 5,000円	
	個人賛助会員	年会費 1口 1,000円(口数上限なし)	
	団体賛助会員	年会費 1口 10,000円(口数上限なし)	
寄 附 金	一般寄附	個人・団体から任意額の寄附	
	社会貢献型自動販売機	清涼飲料の売上の一部を寄附	
	募金箱	募金箱による寄附 ※ 各所属に設置中	
	ホンデリング	不要な本やDVD等の買取額を寄附 ※ 指定業者が買取から寄附手続きまで行う	
	金券de支援	不要な金券等の買取額を寄附 ※ 指定業者が買取から寄附手続きまで行う	
	クリック募金	センターホームページ内の企業バナー広告をクリックすれば、当該企業がクリック数に応じた額を寄附	
	イオン幸せの黄色いレシート募金	毎月11日のイオンデーに店舗で発行される黄色いレシートを、店内設置の各募金先ボランティア団体のボックスに投函すれば、そのレシート合計の1%の額が寄附される制度 センター登録店舗は「イオンスタイルumie」	
	遺言による寄附	「遺言」によって遺産の一部又は全部を無償で譲る寄附	
	マンスリーサポーター	毎月定額をクレジットカード決済により寄附	
	ふるさと納税	ふるさとひょうご寄附金で「犯罪被害者支援プロジェクト」への活用指定による寄附	